# 動き方改革の 推進に関して

- ・年次有給休暇の確実な取得
- 時間外労働の上限規制導入
- ・正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差の禁止
- ・最高裁判例からみる、合法・違法の基準

#### 働き方改革の概要

〇年次有給休暇の確実な取得

(中小企業も2019年4月1日~)

〇時間外労働の上限規制導入

(中小企業は2020年4月1日~)

〇正規労働者と非正規労働者の間の 不合理な待遇差の禁止

> (2020年4月1日~) (中小企業は2021年4月1日~)

使用者(事業主等)は、

10日以上の年次有給休暇

が付与される労働者に対して、

そのうち5日について

1年以内に時季を指定して

与えなければならない。

※違反すると30万円以下の罰金

具体的には

(毎年4月1日に有給の一斉付与が行われている事業所の場合)

平成31年4月に10日以上付与された

全ての従業員は

平成32年の3月末までに

有休を最低5日は取得しないといけない、 ということで、

たとえ、従業員から

「この日に私は有休取ります!」

といった申出がなかった場合も、使用者側が 日を指定して有給休暇を

取得させないといけません。

これが「時季を指定して与えなければならない」ということです。

予測される事態

繁忙期の3月に入ってみたら今月(3月)中に有休を取得しないといけない従業員が全体のほとんどだった・・・。

そんな事態にならないために、正しい理解と 管理が必要になります。

#### 有休の付与ついて

原則となる付与日数

雇入れの日から6か月経過し、その6か月の8割以上出勤した場合に、原則として10日の年次有給休暇を与えなければなりません。

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

注意しないといけないのは、パートタイム労働者等にも出勤日数 に応じた年次有給休暇の付与を行う義務がある事です。

#### 有休の比例付与

比例付与の対象は、所定労働時間が週30時間未満、かつ、週所定労働時間が4日以下 (また は年間の所定労働日数が216日以下) の労働者です。

週所定労			継続勤務日数							
働日数	定労働日数		6 か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月~	
4日	169~ 216日		7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
3日	121日~ 168日	付与	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	
2日	73日~ 120日	日数	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
1日	48~ 72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

#### 有休の比例付与

週所定労			継続勤務日数							
働日数	定労働日数		6 か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月~	
4日	169~ 216日		7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	
3日	121日~ 168日	付与	5日	6日	6月~	78⊟	9日	10日	11日	
2日	73日~ 120日	日数	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	
1日	48~		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	

この部分に該当する労働者は、「有給休暇の確実な取得」の対象となります。

つまり・・・・

パートタイムの労働者の有給休暇取得状況も しっかりと把握しておきましょう。

年次有給休暇取得の管理も義務とされ、違反すると、個人(管理者等)にまで罰則が適用されます。

「〇月までに有休申請がない方はこちらから 指定して休んでもらいます。」と伝える等し ましょう。

もしくは

〇月〇日は営業所を休業日にして、一斉に 年次有給休暇の消化にあてます。

といった対応もできます。(計画的付与)

ただし、介護事業所等の場合、運営規程・重要事項説明書の営業日及びサービス提供日の変更が必要になる場合があります。

原則として

月45時間

年360時間となります。

特例や細かな条件を示した「特別条項」 があります。 次のページへ↓

#### 特別条項

- ①時間外労働は原則月45時間、年間360時間
- ②月45時間を超える時間外労働は年6回まで
- ③時間外・休日労働は単月100時間未満
- ④時間外・休日労働は2~6か月平均80時間以内
- ⑤時間外労働は年720時間以内
  - ※以上の5項目全て守らなければなりません。 となっていますが実は・・・

2019年4月1日 (中小企業は2020年4月~)

からスタートするこの法令

①~⑤の特別条項は

実はかなり複雑なもの

となっています。

例えば・・・

- ②月45時間を超える時間外労働は年6回までと
- ③時間外・休日労働は単月100時間未満もちろん両方満たさないといけませんが、
- ②には「休日労働」の時間が入っておらず、③は「時間外労働」と「休日労働」の合計時間です。

計算の方法が複雑・・・・。

また、

4時間外・休日労働は2~6か月平均80時間未満

について、「2~6か月」の起算日は36協定<mark>の締</mark>結日からなので、4月1日が締結日であれば、

例	4月	5月	6月	7月	
-1-55 -1 -12	9 5 時間	7 0 時間	10時間	2 0 時間	違反 (起算月から数えて2か月の平均が超過)
時間外労働の時間	60時間	9 5 時間	60時間	8 0 時間	適法 (平均が80時間以下)
	7 5 時間	80時間	90時間	3 0 時間	違法 (起算月から数えて3か月の平均が超過)

と、なります。

複雑 • • •

時間外労働・休日労働をフル活用して 職務に当たろうとする場合には、

必ず専門家に相談する等しなければ、

法令違反になる可能性が

とても高くなっています。

そこで!

これさえ守れば大丈夫! という基準をお伝えします。

- 〇休日労働含む時間外労働は月45時間まで
- 〇年間6回までは月の時間外労働を 75時間以内(休日労働含む)で可能

注意:この基準を越えた月が出てしまった 場合は必ず専門家に相談しましょう!

繁忙時期が予め分かっている事業所等は、 年度の始め(36協定締結月)に月別に 時間外労働の時間数を決めておくと便利です。

例	1月	2月	3月	4月	5月	6月
総時間外労働時間	7 5 時間 ①	4 5 時間	4 5 時間	4 5 時間	7 5 時間 ②	4 5 時間
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総時間外労働時間	7 5 時間 ③	7 5 時間 ④	4 5 時間	4 5 時間	4 5 時間	7 5 時間 ⑤

①~⑤が繁忙月 ⑥は念のための予備 予備として1か月分は残すことがおすすめです。

# 正規労働者と 非正規労働者の 不合理な待遇差の禁止

正規労働者と非正規労働者の

不合理な待遇差の禁止

について知る前に、まずは

均等待遇 と 均衡待遇

について解説します。

#### 均等待遇

前提となる状況が同じであれば、

同一の待遇にすること。

#### 均衡待遇

前提となる状況に相違があれば、

相違に応じた待遇をすること。

A職務内容

(=業務内容+責任の程度)

B職務内容・配置の変更範囲 (=人材活用の仕組み・運用等)

Cその他の事情

A・B が正社 員と同 じ場合

A·B が正社 員と違 う場合 次のスライドへ

A・B が正社 員と同 じ場合 同じ待遇が求められる【均等待遇】 (=正社員より不利な取り扱いをして はならない)

パートタイム労働法第9条

A·B が正社 員と違 う場合 A~Cを考慮して「不合理」な待遇 差は禁止【均衡待遇】

パートタイム労働法第9条 老契約法第20条

- 〇業務内容
  - ・主な業務 ・取り扱う対象、範囲
  - ・必要な知識や技術の水準
- ○責任の程度
  - ・権限(部下の有無等)・役割の範囲
  - ・トラブル発生時や緊急時の対応
  - ・成果への期待の程度

- B<u>職務内容・配置の変更範囲</u>
- ○職務内容の変更範囲
  - 職務権限、役割変更等
- 〇配置の変更の範囲
  - 転勤、昇進、出向等

「転勤の有無」で正規労働者と非正規労働者に待遇の差をつけることは 均衡待遇の範囲内です。

例えば

正規労働者:転勤の可能性有り

非正規労働者:転勤の可能性無し

の場合

正規:住宅手当3万円/月 非正規:無し

としても、均衡待遇に反しているとはなりま

せん。 ※転居を伴う転勤にて住宅に係る費用も増える可能性が出てくるため。

ただし

正規労働者:転勤の可能性無し

非正規労働者:転勤の可能性無し

の様に両方の待遇が同じ場合

正規:住宅手当3万円/月 非正規:無し

とすると、均衡待遇に反している、

ということになります。

## 最高裁判例から見る 合法・違法の基準

〇ハマキョウレックス事件(H30年6月)

契約社員として勤務する従業員(トラック運転手)が正規と非正規の諸手当等について待遇格差があるとして争った事案。

最高裁は、同社のトラック運転手のA「職務内容」については同一。

<u>B「職務内容・配置の転換」</u>については、正社員については出向を含む転居の可能性のある異動の可能性があり、契約社員については就業場所の変更・出向は予定されていない点で、異なる、と認定した。

#### 正規労働者と非正規労働者の労働条件の相違

相違	正社員	契約社員
基本給	月給制	時給制
無事故手当	該当者は1万円	なし
作業手当	該当者は1万円	なし
給食手当	3500円	なし
通勤手当	通勤距離に応じ て5万円上限	3000円
住宅手当	2万円	なし
皆勤手当	1 万円	なし

最高裁の判断
違反する
違反する
違反する
違反する
違反しない
違反する

それぞれの判断根拠

・無事故手当(違反する×)

A職務の内容が違わない以上、安全運転・事 故防止の必要性に違いはないため、違反する。

・作業手当(違反する×)

A職務の内容が同じ以上、それに付随する作業の内容も自ずと違いはない、と判断し、違反とする。

それぞれの判断根拠

- 給食手当(違反する×)

<u>A職務の内容</u>は違わない上、勤務形態も違わないことから、勤務中に食事をとることの必要性や程度にも違いはないため、違反する。

• 通勤手当(違反する×)

労働契約に期間の定めがあるかないかで通動 に要する費用は変わらないため、違反する。

それぞれの判断根拠

・住宅手当(違反しない〇)

正社員には転居を伴う配置転換が予定されていて、条件が異なることから、違反しない。

- 皆勤手当(違反する×)

契約社員と正社員の<u>A職務の内容</u>は違わない 以上、出勤する者を確保することに正・契約 に違いはないから、違反する。

#### 対応のポイント

- 判例等から考えられる対応ポイント
- 〇就業規則を個々に(正規・非正規)定める
- 〇区分の可視化
- 〇人事評価の項目の見直し明文化
- ○諸手当の見直し
- 〇正社員登用制度の創設

#### 対応のポイント

○区分の可視化具体的には正社員と非正規社員との間でA職務内容 B職務内容・配置の変更範囲について、できれば両方を区別し就業規則等で規定して可視化しましょう。

#### 対応のポイント

#### 〇諸手当の見直し

通勤手当・食事手当の格差についてはすぐに 是正し、その他手当についても、正規社員と 非正規社員について不合理な取り扱いになっ ていないかもう一度見直しましょう。

作業手当、能力手当、年末年始手当などなど。

#### 働き方改革・まとめ

この度の働き方改革により、

これまでも複雑だった労働法が、罰則を伴ってより複雑になりました。

介護事業所の場合は人員配置基準や加算の算 定要件に影響が出ないよう、より一層の注意 が必要になります。

分からないことはお近くの専門家に相談しま しょう。